

【イギリス】2022年北アイルランド（大臣、選挙、懸念の請求）法

主任調査員 海外立法情報調査室 上綱 秀治

* 2022年2月8日、1998年北アイルランド法の改正等を行い、大臣任命期間の延長、大臣行為規範、懸念の請求等に関する規定を整備するための法律が制定された。

1 背景・経緯

英国を構成する地域の一つである北アイルランドには、1998年北アイルランド法¹（以下「1998年法」）により議会が設置され、1999年12月2日、英国議会に権限が留保される事項を除き、立法権が委譲された。また、執政府においては、首席大臣及び副首席大臣は、英国との連合を支持するユニオニストとアイルランドとの統一を支持するナショナリストの政党から1名ずつ選出することとされ、両者は同等の権限を有する²。

2017年1月9日、エネルギー政策への対応をめぐり、北アイルランドの副首席大臣が辞任した³。その後7日以内に副首席大臣が選出されなかったため、1998年法第16B条に基づき首席大臣も失職した。同年3月2日に行われた特別選挙後も、政党による大臣指名はなされず⁴、北アイルランド執政府は停止状態が続いた。2018年から2019年にかけて、北アイルランド執政府の復活に向けた協議が英国政府、アイルランド政府、北アイルランドの主要5政党間で行われ、2020年1月9日に「新たな10年、新たなアプローチ」⁵合意が発表された。同月12日、約3年ぶりに北アイルランド執政府が復活した。2022年2月8日、2022年北アイルランド（大臣、選挙、懸念の請求）法⁶（以下「2022年北アイルランド法」）が制定・施行された。この法律は、全10か条から成る。

2 2022年北アイルランド法の概要

(1) 執政府組織（第1条～第4条）

第1条は、1998年法第16A条及び第16B条を改正し、①議会選挙後に新たな大臣を任命しなければならない期間、及び②首席大臣又は副首席大臣の失職時に当該大臣を新たに任命しな

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年7月8日である。

¹ Northern Ireland Act 1998 c.47. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/47/contents>>

² 田中嘉彦「英国の地方分権改革—権限委譲の到達点と新動向—」『レファレンス』764号, 2014.9, pp.52-53. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8752136_po_076403.pdf?contentNo=1> ユニオニストはプロテスタントが中心、ナショナリストはカトリックが中心である。小館尚文・千葉優子「アイルランド共和国と北アイルランド」松尾秀哉ほか編著『教養としてのヨーロッパ政治』ミネルヴァ書房, 2019, pp.34-35.

³ マーティン・マクギネス (Martin McGuinness) 副首席大臣が、エネルギー政策により発生した赤字に対するアーリーン・フォスター (Arlene Foster) 首席大臣の対応に抗議して辞任したとされる。“Martin McGuinness resigns as deputy first minister of Northern Ireland,” Guardian, 2017.1.10. Guardian website <<https://www.theguardian.com/politics/2017/jan/09/martin-mcguinness-to-remain-as-northern-ireland-deputy-first-minister>>

⁴ David Torrance, “Northern Ireland (Ministers, Elections and Petitions of Concern) Bill 2021-22,” Commons Library Research Briefing, No.9213, 2022.2.4. p.7. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-9213/CBP-9213.pdf>>

⁵ “New Decade, New Approach,” 2020.1. GOV.UK website <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/856998/2020-01-08_a_new_decade_a_new_approach.pdf> その後2022年北アイルランド法として規定された事項に加え、復活後の優先的取組事項、言語・アイデンティティ等に関して合意した。

⁶ Northern Ireland (Ministers, Elections and Petitions of Concern) Act 2022 c.2. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/2/contents/enacted>>

ければならない期間を延長する。1998年法では、①は議会の最初の集会日から14日以内、②は失職後7日以内と規定されていた。2022年北アイルランド法は、①は議会の最初の集会日から6週間、②は失職後6週間とし、その後、延長すべきではないと議会が決議⁷した場合を除き、6週間で3度連続して延長可能とする。第2条は、大臣の在職期間に関し、1998年法第16A条、第18条等を次のように改正する。大臣は、議会の最初の集会日から最長24週間又は首席大臣及び副首席大臣の失職後最長48週間、新たな役職者が任命されるまで、その職を継続できる。新たな役職者が任命されないままこれらの期間が終了した場合は、大臣は失職する。第3条は、臨時選挙に関する1998年法第32条を改正する。1998年法第32条は、①議会が解散決議を行った場合、又は②議会選挙後に全ての大臣を、又は首席大臣若しくは副首席大臣の失職時に当該大臣を新たに任命しなければならない期間が、任命されないまま終了した場合に、次の議会選挙の投票日を提案する義務を北アイルランド大臣（Secretary of State）⁸に課している。2022年北アイルランド法は、その義務は可能な限り速やかに履行しなければならないと、提案する投票日は、当該義務が生じた日から12週間以内の日でなければならないとする。

(2) 大臣行為規範（第5条）

執政府の透明性、説明責任、機能を向上させるため⁹、1998年法第4附則の第2部第1条を改め、議会及び国民に対する説明責任、ノーラン原則¹⁰、公的資金・資源の使用、情報の利用・管理、公務員との関係等に関し大臣が守るべき行為規範を定める。

(3) 懸念の請求（第6条）

懸念の請求（petition of concern）とは、重要な事項の決議に関し¹¹、30人以上の議員が議会に請求を提出した場合に、投票総数の過半数に加えてユニオニストとナショナリスト双方の過半数の支持（コミュニティー横断的な支持（cross-community support））を必要とする規定である¹²。第6条は、懸念の請求に関する1998年法第42条を次のように改める。議長・副議長を除く30人以上の議員による請求の提出後に、14日間の検討期間を設け、その翌日、請求を提出した議員が確認を行い、その後のみコミュニティー横断的な支持を必要とする投票を行う。請求ができないものとして、①大臣又は議会の他の議員の行為に関する制裁に関係すること、②法案の一般原則に関する投票（法案の第2段階における投票を指す。）¹³に関係すること、③「新たな10年、新たなアプローチ」合意の第2部の付属文書Bの2.2.4¹⁴を完全に履行するために、この条に基づく請求の対象外とすると議事規則¹⁵で規定することがある。

⁷ この決議には、コミュニティー横断的な支持（cross-community support）（本文2（3）を参照）を要する。

⁸ 英国政府の北アイルランド大臣（Secretary of State for Northern Ireland）を指す。

⁹ “Northern Ireland (Ministers, Elections and Petitions of Concern) Bill Explanatory Notes” 2021.10.27, p.3. UK Parliament website <<https://bills.parliament.uk/publications/43299/documents/841>>

¹⁰ The Seven Principles of Public Life (Nolan Principles). 公職に就く者が守るべき7つの原則（無私性、清廉性、客観性、説明責任、公開性、誠実性及びリーダーシップ）。“The Seven Principles of Public Life: Guidance: Guidance,” 1995.5.31. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/the-7-principles-of-public-life/>>

¹¹ “The Belfast Agreement: An Agreement Reached at the Multi-Party Talks on Northern Ireland,” 1998.4.10, p.5. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1034123/The_Belfast_Agreement_An_Agreement_Reached_at_the_Multi-Party_Talks_on_Northern_Ireland.pdf>

¹² Torrance, *op.cit.*(4), p.5.

¹³ *op.cit.*(9), p.6. 法案は、6つの段階を通過した後に国王の裁可を得て法律となる。

¹⁴ 懸念の請求は、議事規則第69B条（議員が行為規範又は議事規則（後掲注(15)）の特定の規定を遵守しなかった場合の制裁等について定める。）に基づく基準に関する動議（standards motions）、又は明確な法的効果や手続上の効果がない動議や質疑には利用できないと規定する。*op.cit.*(5), p.20.

¹⁵ standing orders. 議事手続を定めた規則をいう。